

福井県がん診療連携協議会設置要綱

(趣旨)

第1条 福井県内どこでも質の高いがん医療が受けられるよう、福井県がん診療連携拠点病院および各地域がん診療連携拠点病院間の協力連携体制の整備促進を図るため、福井県がん診療連携協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 地域におけるがん診療連携体制等がん医療に関する情報交換に関すること。
- (2) 福井県内の院内がん登録データの分析、評価等に関すること。
- (3) 福井県レベルの研修計画、診療支援医師の派遣調整に関すること。
- (4) 地域連携クリティカルパスの整備に関すること。
- (5) その他がん診療連携の促進に関すること。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 福井県がん診療連携拠点病院の院長および事業担当医師
- (2) 地域がん診療連携拠点病院の院長および事業担当医師
- (3) 福井県医師会会長および担当理事
- (4) 福井県健康福祉部の代表者
- (5) 患者代表者
- (6) その他会長が必要と認める者

(会長)

第4条 協議会に会長を置き、福井県がん診療連携拠点病院の院長をもって充てる。

- 2 会長は、協議会を主宰し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、議長を務める。

- 2 委員は、やむを得ない理由により会議に出席することができない場合は、その代理者を会議に出席させることができる。
- 3 協議会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて、その意見を聴取することができる。

(部会)

第6条 協議会は、協議事項について詳細な検討を行わせるため、部会を置くことができる。

- 2 部会は、福井県がん診療連携拠点病院および地域がん診療連携拠点病院（以下「がん拠点病院」という。）の職員のうち、各病院長が指名した者をもって組織する。
- 3 会長は、当該がん拠点病院の同意を得て、部会の運営を担当するがん拠点病院（以下「部会長病院」という。）を指名するものとする。
- 4 部会には部会長を置き、部会長病院の事業担当医師をもって充てる。
- 5 部会の会議は、部会長が招集し、主宰する。
- 6 部会は、必要に応じて関係者から意見を聴取することができる。
- 7 部会長は、年1回、部会の検討状況等を協議会に報告するものとする。

(事務局)

第7条 協議会の事務を処理するため、事務局を福井県がん診療連携拠点病院に置く。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

附 則

平成27年4月1日 一部改正